

奈良工業高等専門学校研究生、聴講生及び科目等履修生規程

平成 5 年 4 月 1 日制定

平成 16 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 奈良工業高等専門学校学則（昭和 39 年 4 月 1 日制定）第 58 条第 2 項、第 59 条第 2 項及び第 60 条第 3 項の規定に基づき、研究生、聴講生及び科目等履修生に関する必要な事項を定める。

(入学資格)

第 2 条 研究生、聴講生及び科目等履修生として入学することができる者は、次の各号による。

- 一 研究生は、高等専門学校を卒業した者又は同等以上の学力並びに研究能力を有すると校長が認めた者
- 二 聴講生、科目等履修生は、学科にあつては高等学校卒業、専攻科にあつては高等専門学校を卒業した者又はそれぞれについて同等以上の学力を有すると認めた者

(入学の時期)

第 3 条 入学の時期は、原則として学年の始めとする。

(出願手続)

第 4 条 研究生、聴講生及び科目等履修生として入学を志望する者は、次に掲げる書類に検定料を添え、入学予定日の 1 か月前までに校長に願出なければならない。

- ア 入学願書
- イ 履歴書
- ウ 最終学校の卒業又は修了証明書
- エ 健康診断書
- オ 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書又は依頼書
- カ 外国人は、外国人登録済証明書（在留資格の記載のあるもの）又は外国人登録証明書の写若しくは旅券の写

(入学の許可)

第 5 条 前条の入学志願者の入学許可は、学則第 58 条第 1 項、第 59 条第 1 項及び第 60 条第 1 項の規定による。

- 2 入学の許可に際しては、所定の期日までに入学料を納付するとともに誓約書を提出するものとする。

(授業科目)

第 6 条 聴講生及び科目等履修生の授業科目数は、原則として 5 科目以内とする。

(研究課題及び指導教員)

第7条 研究生は、研究課題を提出した指導教員のもとに研究を行うものとする。

2 研究生は、指導教員が研究指導上必要と認め、校長及び授業科目担当教員の承諾を得て当該授業に出席することができる。

3 研究生の指導教員は、校長が決定する。

(在学期間)

第8条 研究生、聴講生及び科目等履修生の在学期間は、1年以内とし、入学した年度を超えないものとする。

ただし、校長が必要と認めた場合は、1年に限りその期間を延長することができる。

2 研究生、聴講生及び科目等履修生が在学期間の延長を願い出るときは、期間満了の1か月前までに届け出るものとする。

3 現に職を有している者にあつては、第4条第5号に規定する書類を添付するものとする。

4 前1項ただし書の規定により在学期間の延長を認めた場合は、検定料及び入学料は徴収しない。

(試験)

第9条 科目等履修生は、学修した授業科目について試験を受けることができる。

2 試験に合格した科目等履修生には願い出により、単位修得証明書を交付する。

3 聴講生に対しては、願い出により聴講した科目の聴講証明書を交付することができる。

(研究報告)

第10条 研究生は、その研究が修了したときは、研究報告書を指導教員を経て校長に提出しなければならない。

2 研究を修了した者には、願い出により修了証書を交付することができる。

(授業料等)

第11条 検定料、入学料及び授業料の額は、学則第40条に規定する額とする。

2 研究生、聴講生及び科目等履修生の授業料は、所定の期日までに当該学修又は研究期間に係る全額を納付しなければならない。ただし、学期に分けて、それぞれの期間に係る額を納付することができる。

3 納付した検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(特別経費)

第12条 研究生の研究に必要な特別の経費は、研究生の負担とする。

(退学)

第13条 この規程に違反した者又は疾病その他やむを得ない事情により、成業の見込がない者に対しては退学を命じることがある。

(他の規則等の準用)

第14条 この規程に定めるもののほか、研究生、聴講生及び科目等履修生に関する必要な事項は、学則その他学内諸規程を準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行し、平成4年4月1日から適用する。
- 2 奈良工業高等専門学校研究生規程（平成3年2月1日制定）及び聴講生規程（平成3年2月1日制定）は廃止する。

附 則（平成16年4月1日）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。